

平成30年度

中小企業等人材育成支援事業補助金

評価表

NO.

43

所管部課名	商工政策課	担当者	吉井 直史					
事務事業名	企業支援事業							
根拠法令	中小企業等人材育成支援事業補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	2,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 2,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	中小企業等の従業員の国家資格取得状況(国家資格を取得した従業員数)		15	平成35年度				
成果指標②								
補助対象者	市内中小企業等							
補助対象経費	中小企業等が負担した、従業員が国家資格を取得するために要した経費（受験手数料、交通費及び宿泊費並びに当該国家資格に係る登録免許税）							
補助対象事業・活動の内容	中小企業等の従業員が取得した国家資格							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	1 資格につき資格取得経費の2分の1（上限10万円）							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける3年間の事業（団体）等の決算状況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0		472,755	51.2%	2,511,358	56.6%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			472,755	51.2%	2,511,358	56.6%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			451,100	48.8%	1,925,100	43.4%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		923,855	100.0%	4,436,458	100.0%	
	支出	事業費			923,855	100.0%	4,436,458	100.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		計	0		923,855	100.0%	4,436,458	100.0%
	支出計/前年度支出計						480.2%	
自己資金/前年度自己資金						531.2%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				10		22		
成果指標の推移①				13		35		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】該当なし 【前回評価への回答】該当なし 【事業のPR方法】ホームページやセミナー等において周知している。 【費用対効果】資格取得経費を補助することで、中小企業等の従業員の技術力の向上が期待できる。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	国家資格取得を促進することで、中小企業等の経営の安定及び効率化を図り、地域経済の発展に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	国家資格取得を促進することで、中小企業等の従業員の技能の向上及び人材の育成が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中小企業者等の人材育成を促進するために、経費を負担した中小企業等への補助する手法が適切である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率は2分の1で、1資格あたりの補助上限を定めており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	1資格あたりの補助率及び補助上限を設けていることから、固定的な補助金ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	市内中小企業等の従業員の国家資格取得を促進することは、中小企業等の経営の安定及び効率化に有効な手段であり、それを補助することは適当な政策手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象とする経費は、国家資格取得経費と明確に規定されたものであり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 平成28年度からの事業である。平成29年度は申請件数も増加しており、中小企業等の人材育成に寄与していることから、引き続き現状のまま実施することが望ましい。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

○薩摩川内市中小企業等人材育成支援事業補助金交付要綱

平成28年3月28日

告示第161号

改正 平成29年3月27日告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、中小企業等人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、中小企業等の従業員が国家資格取得のために要した費用等の全部又は一部を当該中小企業等が負担する場合において、当該負担額を軽減することにより、もって本市における中小企業等の経営の安定及び効率化を図り、地域経済の発展を促進するため、当該中小企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家資格 資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているもので、業務上必要であると市長が認めるものをいう。

(2) 資格取得費等 国家資格を取得するために要した受験手数料、交通費及び宿泊費並びに当該国家資格に係る登録免許税をいう。

(3) 中小企業等 常時使用する従業員の数が300人以下である中小企業、法人その他の団体で本市の区域内に事業所を有し、事業を営むものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの

イ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ 卸売業、サービス業又は小売業に属する事業を主たる事業として営むものであって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しないと市長が認めるもの

（補助金の交付）

第4条 市長は、中小企業等が従業員の資格取得費等を支払った場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業等に対し、補助金を交付する。ただし、補助金の交付対象となる従業員の年齢は、国家資格取得時において、満45歳未満とする。

2 前項の規定にかかわらず、資格取得費等に関し、国、県、市等が実施している他の補助金等を中小企業等が利用する場合には、補助金は交付しない。

（補助金の額）

第5条 市長は、前条の中小企業等が負担する資格取得費等の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を補助金として交付するものとする。ただし、国家資格取得1件につき10万円を補助の上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、国家資格を取得した旨の通知を従業員が受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、中小企業等人材育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 国家資格取得を証する書類
- （2） 資格取得費等を証する書類
- （3） 取得した国家資格に係る登録免許税の納付を証する書類
- （4） 市税の滞納がない旨の証明書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、中小企業等人材育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

（補助金の請求）

第8条 決定通知書の交付を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に中小企業等

人材育成支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、又は関係職員をして資格取得費等の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

（成果）

第11条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業等の人材育成及び経営の安定とする。

（見直しの期間）

第12条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第13条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、中小企業等の従業員の国家資格取得状況を指標に用いて測定するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第88号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他			事業費			
1	市内中小企業等	1,925,100	2,511,358		4,436,458		4,436,458		4,436,458	国家資格取得にかかる経費
合計		1,925,100	2,511,358		4,436,458		4,436,458		4,436,458	

【単位：円】